

被扶養者認定に必要な提出書類一覧A（18歳未満の方及び25歳未満の昼間学生の方）

扶養状況に応じて、下記以外に追加書類が必要となる場合があります。

提出 / 添付書類	同居してなくてもよい人				同居が必要な人		備考
	配 偶 者	子 弟 姉 妹	兄 弟 姉 妹	孫	甥 姪	伯 父 母 ・ 叔 父 母	
被扶養者（異動）届（正・副2ページ）【IBM健保HPから印刷】	○	○	○	○	○	○	・「被扶養者（異動）届」④欄は戸籍上の続柄（長男、次男など）を記入 夫婦が共に収入があり、子を被扶養者とする場合、夫婦の収入額を「被扶養者（異動）届」⑦欄「被保険者及び配偶者の年間収入」に記入（証明書の添付は不要） ※ 原則、収入の多い方の被扶養者となる ・続柄が明記されたもの（内縁関係の場合、「夫（未届）」「妻（未届）」の表示があるもの） ・出生に伴い子を被扶養者とする場合、「出生届出済証明」（母子手帳に貼付）の写しでも可 ・外国人の方は在留資格・在留期間の表示があるもの ※在留資格が「特定活動」の場合、指定書（写）も要提出（通常、パスポートにホチキス止めされています） ・健康保険資格喪失証明書（写） ・国保加入の方は、下記書類の内いずれか1点 マイナポータル健康保険証情報画面（写） 資格情報のお知らせ（写）、資格確認書（写）
扶養状況届（子の出生時は提出不要）【IBM健保HPから印刷】	○	○	○	○	○	○	
在学証明書（学生証の写しは不可）	△	△	△	△	△	△	
住民票の謄本（世帯全員）	○	○	○	○	○	○	
健康保険資格喪失証明書（写） 国保加入の方は、下記書類の内いずれか1点 マイナポータル健康保険証情報画面（写） 資格情報のお知らせ（写）、資格確認書（写）	○	○	○	○	○	○	

その他 続柄等を証明するもの （養子・内縁関係・別居のため 住民票で続柄の確認ができない場合等）	戸籍謄（抄）本 / 改製原戸籍	△	△	△	△	△	△	養子の場合は戸籍謄（抄）本または養子縁組届 別居家族の場合、戸籍謄（抄）本、改製原戸籍等 内縁の妻または夫を被扶養者とする場合、双方の戸籍謄本 出生に伴い子を被扶養者とする場合、「出生届出済証明」（母子手帳に貼付）の写しでも可
	婚姻届受理証明書 / 養子縁組届	△	△	△	△	△	△	

○印：必ず提出 △印：該当する人は添付が必要

- 注1) (写)の記述がないものは、原本をご提出ください。
- 注2) 在学証明書、戸籍謄（抄）本、住民票、所得証明書（課税・非課税証明書）は、3か月以内に発行されたものをご提出ください。
- 注3) 「18歳未満の方」は、「18歳到達後の最初の3月31日に到達するまでの方」の意味です。
- 注4) 「25歳未満の昼間学生の方」は、「25歳到達後の最初の3月31日に到達するまでの方かつ昼間学生の方」の意味です。
 《昼間学生とは》
 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校の学生又は生徒（法第6条第5号）です。
 （大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校等）
 ただし、大学の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の課程の方、通信制の課程の方は除きます。
- 注5) 25歳以上の方や、25歳未満であっても昼間学生でない方、在学証明書の提出ができない方は、「被扶養者認定に必要な提出書類一覧B」に基づき、必要な書類を提出してください。
- 注6) 25歳未満の昼間学生の方でも、退職や収入減により被扶養者となる方は、「被扶養者認定に必要な提出書類一覧B」に基づき、必要な書類を提出してください。
- 注7) 出生によりお子様を被扶養者とする場合は、健康保険被扶養者（異動）届・住民票以外の書類の提出は不要です（扶養状況届も不要）。
 なお、住民票に代えて、出生届出済証明（母子手帳に貼付）の写しを提出いただくことも可能です。
 ただし、国際結婚等でお子様と姓が異なる場合や、被保険者又はお子様が外国籍の方の場合は、続柄確認書類（住民票、戸籍謄（抄）本など）が必要です。
- 注8) ⑦欄「被保険者及び配偶者の年間収入」について
 前年の収入と今後の年収見込額に大きな差がない場合は、夫婦それぞれの前年の年間収入金額をご記入ください。
 産休・育休等の休業、退職、就業先の変更、雇用契約の変更などで、前年の収入と今後の年収見込額が大幅に変わる場合は、今後1年間の年間収入見込額をご記入ください。